

6-2

52号

国立大学厚生補導協議会規約（案一）

第一章 総 則

才一 条 本会は国立大学厚生補導協議会と称する
才二 条 本会は国立大学の厚生補導に關する部をもつて組織する

才三 条 本会は事務所を東京都におく

才二章 目的及事業

才四 条 本会は会員相互の協力によつて、大学の厚生補導に關する知識と實務の向上を図り、わが國敎育の振興に寄與することを目的とする

才五 条 本会は前条の目的を達成するため左の事業を行つ

一、厚生補導に關する研究集会、協議会等の開催

二、厚生補導に關する内外の資料の研究、調査、刊行

三、關係團体及び公庁との連絡協力

四、その他必要な事項

才三章 機 閣

才六 条 本会に委員会をおく

才七 条 委員会に委員会をおく

委員会は全國各地区から選出された委員をもつて構成する

その地區及び委員数は別に定める

委員の任期を一年とする。但し再選を妨げない

委員会に左の役員をおく

委 員 長 一 名

副 委 員 長 一 名

常 任 委 員 若干名

監查委員 若干名

才八 条 役員は委員の互選によつて定める
才九 条 委員長は本会を代表する

副委員長は委員長事故あるときにこれを代理する

常任委員は委員長を補佐し業務を担当する

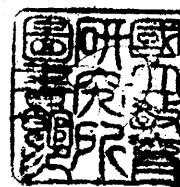
監査委員は本会の業務を監査する

本会に必要に応じ専門委員会をおくことができる

才四章 会 議

天野

368



北東東東近中四九
北海道
北陸海京幾國州
計
一八二二一一二二一三三

地区別委員数(案)

附

則

才十一条 委員会は毎年一回これを開く。但し委員会で必要と認めたときは臨時に協会を開くことができる。

協会では予算、決算、規約の変更その他重要な事項を審議決定する。

才十二条 委員会は毎年二回以上委員長が招集する。

才五章 募集の執行及び会計

才十三条 本会の事業年度は毎年四月一日に始まり、翌年三月三十一日に終る。

才十四条 本会の費用は必要に応じ会員において負担するものとする。

この規約は昭和二十五年一月一日から実施する。